

保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第二十九号

保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

保健所長に対する事務委任規則（昭和五十一年四月奈良県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号。以下この号において「法」という。）中次の事項を行うこと。ただし、必要がある場合には、知事がこれを行うことがある。

(一) 法第十五条第二項の規定により、輸出証明書（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和二年財務省・厚生労働省・農林水産省令第一号）第四条第一号に掲げる衛生証明書のうち厚生労働大臣が定める手続により行うものに限る。以下この号において同じ。）を発行すること。

(二) 法第十七条第四項の規定により、確認を行うこと。

(三) 法第十七条第五項の規定により、適合施設の設置者等（厚生労働大臣が定める手続により適合施設の認定を受けた設置者等に限る。以下この号において同じ。）に対し、改善すべきことを求めること。

(四) 法第五十三条第二項の規定により、適合施設の設置者等に対し報告の徴収若しくは物件の提出の要求を行い、又は職員に立入調査及び質問を行わせること。

(五) 法第五十三条第五項の規定により、輸出証明書の発行を取り消すこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。